

第3回 湯沢町文教施設整備委員会保育分科会

と き：平成22年8月26日(木)

ところ：湯沢町役場 3階 議会第2会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶 植木信一座長

3. 配布資料の確認等

4. 足尾認定こども園の視察を終えて

5. 議 題

(1) 第2回分科会の内容確認について

(2) 第2回分科会の追加説明について

- ・次世代育成支援(後期)行動計画について(小野塚委員)
- ・臨時職員の雇用形態について(小野塚委員)
- ・財政の状況と職員雇用の考え方について(高橋政弘委員)
- ・小一プロブレム関係(アンケート結果)について(高橋政弘委員)
- ・県内の延長保育、休日保育、病児保育の状況について(事務局南雲)

(3) 検討事項「保育サービス内容」について

(4) 次回の開催日程及び検討項目について

(5) その他

6. 閉 会

決定事項確認メモ(保育分科会)

日付	項目	質疑・意見等	確認・決定内容	備考
平成22年7月2日	第1回 分科会の内容確認		第1回保育分科会の主な意見及び決定事項について確認	
	現在の保育状況について		現在の保育状況について説明 ・臨時職員の雇用形態について次回説明 保育内容(一日の流れ等)について説明 子育て支援センターについて説明 認定こども園について説明 小一プロブレムについて(アンケートの結果報告) ・小一プロブレムアンケートの他の項目について次回説明 上記の内容について、出席委員全員で確認	
	検討事項について		新たな検討項目を加えた検討事項(案)について確認 ・病児保育、延長保育等の他の自治体の実施状況について次回説明 次回は保育サービス内容から検討する。	
	次回開催について		8月25日か26日で検討 (その後26日で決定)	
	その他		・足尾認定こども園視察の参加確認 ・次世代育成支援計画(後期)行動計画について次回説明	

平成22年度 保育園臨時保育士の配置状況と雇用形態

保育園名	臨時(辞令書による期限付き採用)保育士				パート(辞令書によらず時間単位採用)保育士				臨時職員計	(参考)正職員計
	人数	資格有無	配置クラス	勤務時間等	人数	資格有無	配置クラス	勤務時間等		
神立	1	有	3歳児クラス配置	正職員と同じ(8:30~17:15)	1	無	未満児クラス配置	7時間勤務(8:30~16:15)	4	5
	1	有	障がい児加算配置	正職員と同じ(8:30~17:15)	1	無	未満児クラス配置	7時間勤務(9:00~16:45)		
土樽	1	有	未満児クラス配置	正職員と同じ(8:30~17:15)	1	無	障がい児加算配置	(8:30~17:15)被扶養者のため年間の勤務時間制限がある	3	6
	1	無	未満児クラス配置	正職員と同じ(8:30~17:15)						
中央	3	有	未満児クラス配置	正職員と同じ(8:30~17:15)					5	8
	1	有	障がい児加算配置	正職員と同じ(8:30~17:15)						
	1	無	障がい児加算配置	正職員と同じ(8:30~17:15)						
湯沢	1	有	未満児クラス配置	正職員と同じ(8:30~17:15)	1	無	未満児クラス配置	児童クラブ兼務(9:00~17:45)	4	6
	1	有	障がい児加算配置	正職員と同じ(8:30~17:15)	1	有	障がい児加算配置	6時間30分勤務(9:00~16:15)		
浅貝					1	無	2歳児途中入園対応	2人が必要により交代勤務	1	2
合計	11				6				17	28

子育て支援センター

支援センター	1	無	支援センター業務補助	正職員と同じ(8:30~17:15)					1	1
--------	---	---	------------	--------------------	--	--	--	--	---	---

財政の状況と職員雇用の考え方について

はじめに

保育園で職員数が不足していると言われていますが、なぜ正職員を増やすことが困難なのでしょう。

湯沢町は交付税の不交付団体だから財政が裕福だと言われていますが、それはどういうことでしょうか。そのことは、保育園の運営も含めた町行政を行っていく上で、どのような影響があるのでしょうか。

1. 地方交付税制度とは

(1) 何のためにあるのか

国や地方公共団体は、全国どの地域に住んでいる人たちにも一定の行政サービスを提供しなくてはなりません。しかし、地方公共団体の財政状況は様々であり、税収等が多く豊かな団体もあれば、その反対に非常に財政が厳しい団体もあります。

地方交付税には、これらの地方公共団体間の財政力の格差を解消するという働きがあり、財政的に厳しい自治体にも財源を保障して、地域の皆さんに一定の行政サービスを受けていただくことができるように、国が国税(所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税)の一定割合を地方に配分し、地方行政の計画的な運営を保障するものです。

(2) 交付税の種類

普通交付税・・財源不足の団体に対し交付されるもの(交付税全体の94%)

特別交付税・・突発的に発生する自然災害等、普通交付税では捕捉しきれない特別の財政需要に対して交付されるもの(交付税全体の6%)

(3) 普通交付税の仕組み

各団体ごとに「標準的な財政規模」と「標準的な財政収入」との差(=財源不足額)の金額が、国から交付されることになっています。

標準的な財政規模

標準的な財政規模のことを「基準財政需要額」と言います。

基準財政需要額は、標準的な地方団体を想定(市町村では、人口10万人・面積160平方km・世帯数3万9千世帯・道路延長500kmで、自然的条件、地理的条件が特異なものでないもの)し、その想定された地方団体(標準団体)において、合理的かつ妥当な水準により行われる行政に必要な経費を基礎として算定されます。

(例：道路や橋の維持に係る経費、教育に係る経費、福祉に係る経費、農林業に係る経費、戸籍事務に係る経費 など 25 項目に分け、それを更に細かく区分して、それぞれの行政サービスを行っていく経費を積算しています。)

各団体は、上記で設定された標準団体の必要経費に、各団体の人口や面積などの数値を当てはめたり、定められた補正係数を乗じたりしてそれぞれの団体が行政を行っていくために必要経費を算出することになります。この算出された額を「基準財政需要額」と言います。

標準的な財政収入

標準的な財政収入のことを「基準財政収入額」と言います。

基準財政収入額は、 $(\text{その団体の}) \text{標準的な地方税収入} \times 75\% + \text{地方譲与税等}$ で算定します。

標準的な地方税収入とは、法定普通税(市町村民税・固定資産税等)を主体としたもので、算入率(75%)を用いているのは、地方税は自主財源であることから地方団体の自主性・独立性を保障するためのものです。

(4) 不交付団体とはどんな団体か

普通交付税の算定は毎年度、上記のとおり計算されます。その結果、基準財政収入額が基準財政需要額を上回っているために、国から普通交付税交付金を交付されない団体をいいます。(普通交付税交付金 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額)

財政力指数 = $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \cdot \cdot \cdot 1.0$ 以上は不交付

(5) 湯沢町は不交付団体です！

湯沢町では、電源開発奥清津発電所の運転が昭和 53 年 12 月に開始されてから(交付税は昭和 54 年度から)現在まで、ずっと基準財政需要額を基準財政収入額が上回っているため、不交付団体となっています。

(22 年度：基準財政需要額 2,842,922 千円、基準財政収入額 3,325,491 千円)

(6) 不交付団体は裕福か？

普通交付税を算定する計算の上では、確かに基準財政収入額が多くなっています。しかし、実際の湯沢町の財政規模は 22 年度の当初予算で 5,744,000 千円となっています。不交付団体とは言っても、算出された基準財政需要額は現実の数値ではなく、ある一定の行政需要を想定しているわけですから、湯沢町独自の財政需要を勘案すると当然、基準財政需要額よりも多額の予算を必要とすることになるわけです。

特に湯沢町の場合には、多くのお客さまをお迎えする町として、また、自然・環境条件が厳しい町として、同規模の他市町村と比較しても様々な行政需要が多い町であることは皆さんも想像できると思います。それらの行政需要に対して、町は交付税以

外に国や県の様々な制度を活用してお金をもらうように努めていますが、基本的には湯沢町が自分のお金で賄っていかなければなりません。

様々な施策については町長が判断して行っていますが、それらの政策的な経費の方により多くのお金を回せるように、人件費や光熱水費など経常的な経費については極力抑えて予算編成を行っています。

2．児童措置費と普通交付税

保育園を運営する経費については、平成 15 年度までは保育園運営に係る費用から保育料を差し引いた額（基準額）の 2/4 を国が、1/4 を県が、1/4 を市町村が負担することになっており、湯沢町には毎年 53,000 千円程度が交付されていました。

しかし、国は三位一体改革（国と地方を通じた税財政改革）の中で、「公立保育園は自らの責任で市町村が設置するもの」として平成 16 年度から公立の保育園に対する負担を打ち切り、今まで交付されていたこの負担金を普通交付税の中に組み込んで交付することにしました。その結果、普通交付税不交付団体である湯沢町には 1 円も入らなくなりました。国は、基準財政需要額の計算の中でその分を算入していると言っていますが、湯沢町に交付されるべき額が皆無になってしまったことに変わりはありません。今の交付税制度では、湯沢町は当分の間不交付団体となる見込みですので、このお金をもらうことができないわけです。

3．定員管理と人件費

国は、全国の自治体を、「都市」「町村」、人口規模や産業構造に細分化し、35 のグループに分けています。このひとつひとつのグループを類似団体といいます。類似団体の数値にどうしても合わせなければならないという決まりはありませんが、各自治体が定員管理をしていく上でのひとつの指標となっています。

参考：別紙「市区町村別人口1万人当り職員数一覧」（湯沢町：類型「 - 2」）

また、人件費について一般的には明確な定義は無いようですが、役所関係での人件費は、報酬・給料・諸手当・共済費の 4 項目としています（臨時・パート賃金は人件費には含みません）。民間企業もそうであるように、正規職員の人件費は非正規職員に比べ多額であり、なおかつ後年度負担も生ずるため、上記の定員管理の考え方も含めて、できる限り採用を控えるということが各自治体の現状です。

市区町村別人口1万人当り職員数一覧（普通会計）

Ⅱ-2（80団体）

（人口5千人以上1万人未満、産業構造目次・Ⅲ次60%以上かつⅣ次55%以上の団体）

団 体 名	住基人口 (H20.3.31)	普通会計 職員数 (H20.4.1)	人口1万人 当たり職員数 (普通会計)
秋田県 八郎潟町	6,942	53	76.35
佐賀県 上峰町	9,319	73	78.33
熊本県 嘉島町	8,827	72	81.57
埼玉県 横瀬町	9,464	79	83.47
福岡県 吉富町	7,296	61	83.61
佐賀県 江北町	9,731	82	84.27
岐阜県 坂祝町	8,040	68	84.58
和歌山県 美浜町	8,320	71	85.34
三重県 朝日町	8,492	74	87.14
福岡県 久山町	8,114	71	87.50
長野県 白馬村	9,231	82	88.83
千葉県 本埜村	9,119	84	92.12
熊本県 富合町	8,008	76	94.91
神奈川県 中井町	9,930	95	95.67
静岡県 松崎町	8,229	80	97.22
長崎県 江迎町	6,086	60	98.59
埼玉県 長瀨町	8,281	83	100.23
高知県 日高村	5,979	60	100.35
神奈川県 真鶴町	8,665	87	100.40
和歌山県 由良町	7,234	74	102.29
奈良県 高取町	7,913	81	102.36
福岡県 小竹町	9,170	95	103.60
千葉県 神崎町	6,692	70	104.60
滋賀県 豊郷町	7,247	76	104.87
熊本県 苓北町	8,601	92	106.96
静岡県 河津町	8,298	89	107.25
山口県 和木町	6,540	71	108.56
宮城県 大郷町	9,289	102	109.81
愛知県 春日町	7,545	83	110.01
滋賀県 木之本町	8,447	93	110.10
奈良県 川西町	9,020	100	110.86
鹿児島県 蒲生町	7,236	81	111.94
千葉県 御宿町	8,029	90	112.09
北海道 江差町	9,570	108	112.85
秋田県 小坂町	6,420	73	113.71
京都府 井手町	8,482	97	114.36
福岡県 大任町	5,908	68	115.10
佐賀県 大町町	7,798	90	115.41
奈良県 安堵町	8,107	94	115.95
長崎県 鹿町町	5,363	64	119.34
千葉県 睦沢町	7,779	95	122.12
鳥取県 三朝町	7,549	93	123.20

団 体 名	住基人口 (H20.3.31)	普通会計 職員数 (H20.4.1)	人口1万人 当たり職員数 (普通会計)
静岡県 南伊豆町	9,875	122	123.54
大阪府 千早赤阪村	6,472	80	123.61
千葉県 長柄町	8,283	104	125.56
滋賀県 多賀町	8,210	104	126.67
東京都 奥多摩町	6,566	84	127.93
北海道 木古内町	5,701	73	128.05
奈良県 三宅町	7,653	98	128.05
広島県 大崎上島町	8,984	117	130.23
石川県 川北町	6,044	79	130.71
奈良県 下市町	7,408	97	130.94
千葉県 長南町	9,824	129	131.31
奈良県 吉野町	9,707	129	132.89
群馬県 長野原町	6,499	87	133.87
福島県 楢葉町	8,193	110	134.26
奈良県 明日香村	6,372	86	134.97
福島県 広野町	5,549	75	135.16
福島県 双葉町	7,306	100	136.87
島根県 津和野町	9,186	127	138.25
徳島県 牟岐町	5,330	74	138.84
徳島県 美波町	8,502	120	141.14
高知県 越知町	6,909	98	141.84
長野県 上松町	5,519	79	143.14
北海道 羽幌町	8,517	122	143.24
和歌山県 すさみ町	5,210	75	143.95
大阪府 田尻町	8,079	119	147.30
熊本県 小国町	8,661	128	147.79
山梨県 山中湖村	5,945	88	148.02
群馬県 草津町	7,208	107	148.45
鹿児島県 龍郷町	6,199	93	150.02
北海道 長万部町	6,495	99	152.42
北海道 弟子屈町	8,632	139	161.03
北海道 新得町	6,937	113	162.89
沖縄県 宜野座村	5,433	91	167.49
新潟県 湯沢町	8,495	147	173.04
広島県 安芸太田町	8,103	156	192.52
東京都 八丈町	8,480	166	195.75
福井県 おおい町	8,968	179	199.60
東京都 大島町	8,716	179	205.37
Ⅱ-2 合 計	620,480	7,563	121.89

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抄)

(平成18年法律第47号)

第四節 総人件費改革

(地方公務員の職員数の純減)

第五十五条 政府は、平成二十二年四月一日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成十七年四月一日における当該数からその千分の四十六に相当する数以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。

- 2 政府は、前項の規定の趣旨に照らして、地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すほか、地方公共団体の事務及び事業に係る施策については、地方公務員の増員をもたらすことのないよう努めるものとする。
- 3 政府及び地方公共団体は、公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。）その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。
- 5 地方公共団体は、公立の大学及び地方公営企業について、組織形態の在り方を見直し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項において同じ。）又は一般地方独立行政法人（同法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）その他の法人への移行を推進するものとする。

児童数と保育士数の推移(平成元年度～平成22年度)

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
保育所数	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
児 童 数	延4,342 362	延4,270 356	延4,097 341	延4,148 345	延4,076 340	延3,925 327	延4,064 339	317	334	307	332
保育士数	29	29	28	28	28	29	31(1)	31(1)	31(1)	33(4)	33(4)
町職員数	207	209	220	223	235	233	232	232	228	227	225

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
保育所数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
児 童 数	334	307	281	285	289	251	237	238	222	238	224
保育士数	35(4)	35(4)	35(4)	34(4)	34(5)	34(5)	33(6)	32(8)	30(8)	28(7)	28(7)
町職員数	219	213	206	187	189	188	181	169	163	156	154

保育所数には、常設保育所・へき地保育所・児童館が含まれる。

保育士数()書きは給食調理員数である。保育士人数には含まれない。

児童数の平成元年度～平成7年度までの人数は、延人数を12で除し、1ヶ月平均児童数を算出したもの。

児童数は平成8年度～平成14年度まで及び平成22年度は4月1日現在、平成15年度以降は1月1日現在の人数である。

平成14年度から放課後児童健全育成事業開始。

平成21年度 保育園運営費決算状況

(単位:円)

保育園名	園児数	人件費	運営費 (超勤除)	維持費	経費計 + +	一人当たり ÷
神立	50	46,241,793	19,029,992	3,795,587	69,067,372	1,381,347
土樽	67	59,287,306	13,099,811	4,238,562	76,625,679	1,143,667
中央	68	71,923,977	17,433,543	4,965,103	94,322,623	1,387,097
湯沢	42	52,104,637	12,175,899	4,409,163	68,689,699	1,635,469
浅貝	11	15,954,764	5,660,185	1,731,091	23,346,040	2,122,367
計	238	245,512,477	67,399,430	19,139,506	332,051,413	1,395,174

* 園児数 は、平成22年1月1日現在の園児数

* 運営費 は、臨時職員等賃金 + 講師謝礼 + 保育用消耗品 + 給食材料費 + 各種保険料 + 車借上げ・運行委託等

* 維持費 は、光熱水費 + 経常的小修繕費 + 施設に係る保険料 + 経常的設備点検等委託 + 除雪委託等

* 浅貝超勤手当には休日手当含む

保・小の円滑な移行に関するアンケート集計結果

湯沢町管内の小学校の教師及び保育士の方に下記の内容でアンケート調査を実施しました。(小学校教師 41 名、保育士 27 名の全ての方から回答)(H22.6 実施)

1. 小学校低学年(保育園は年長児)の子ども達について、以前と比較して最近変化してきたと感じている特徴(好ましくないもの) (複数回答 可)

		教 師	保 育 士
1	保護者の変化(しつけができない、生活の乱れ、自分勝手な考え)	25	16
2	話を聞くことができない、聞く力の低下	24	8
3	忍耐力がない(我慢、感情の調整、苦手・困難なことへの挑戦)	23	12
4	特別支援、個別支援が必要な子どもの増加	20	15
5	状況を判断することができない、考える力の不足	19	8
6	落ち着いて行動できない、静かにできない。	17	9
7	自己中心的、わがまま	16	5
8	スキンシップを求める、注目を集めたがる、個別対応を求める	16	3
9	言葉、態度、マナーが悪い	15	6
10	基本的な生活習慣が身につけていない、生活習慣の乱れ	15	8
11	集団行動、集団活動ができない	12	6
12	思いやりがない、友達の気持ちを考えることができない	12	1
13	幼稚、幼い、自分のことが自分でできない	10	12
14	外で遊ばない、運動能力の低下、体力がない、すぐ疲れる	10	13
15	自分で考えて行動できない、意欲ややる気にかける	10	11
16	素直さがない、注意を受け入れられない	8	3
17	TV、ゲームによる悪影響	7	8
18	子どもだけで遊ばない(遊びが考えられない、友達と遊ばない)	7	4
19	暴力的、乱暴	3	1
20	その他 過保護・過干渉 母子家庭、父子家庭の増加 汚い言葉を多く使う		

2. 小学校の先生方にお尋ねします。

ア 湯沢町管内小学校における入学間もない児童について、先生が見たり聞いたり体験した学校生活における不適応状況(1ヶ月以上継続)には、どんな態様がありますでしょうか。(複数回答 可)

		教 師
1	担任の指示どおりに行動しない	1 3
2	私語が止まずざわざわしている	1 2
3	授業中勝手に教室の中を立ち歩いたり、教室の外へ行ったりする	1 2
4	児童同士のけんかやトラブルが日常的に起きている	7
5	教育的配慮や支援を要する児童に教諭が個別対応している間に、他の児童が勝手なことをしている	5
6	教室内に物が落ちていたりごみが落ちていたりして汚れている	4
7	教室内で物が隠されたりなくなったりすることがある	2
8	その他 疲れて寝る 1 特になし 1 6	

イ 不適応状況の発生予防に効果的と思われる対応策について(複数回答 可)

		教 師
1	学級担任の補助となる指導員等の配置	3 2
2	1学級の人数の縮小	2 2
3	保護者の協力体制の確立	2 1
4	学校における組織的な協力体制の構築	1 9
5	保・小の合同研修や意見交換などの充実	1 6
6	保育園における小学校との接続を見据えた幼児教育の充実	1 5
7	学級担任の指導力向上に関わる研修	1 3
8	保育園の年長児と小学校児童との交流活動の充実	1 3
9	地域の人々の協力体制の確立	4
10	その他 学校と家庭の連携 地域の教育力の必要性、協働体制作り	

3. 普段、クラス経営をする上で重視している内容をお聞かせください。(複数回答 可)

ア 保育士

1	子どもの話をしっかりと聞く	24
2	いっしょに遊ぶ	22
3	子どもに挨拶をする	21
4	保護者との関係をつくる	21
5	いつも笑顔で接する	19
6	スキンシップをする	18
7	機会を捉えて保護者と話をする	18
8	物を大切に使うよう指導する	17
9	子どもと話しながら給食(お弁当)を食べる	13
10	いっしょに話をする	12
11	給食(お弁当)を好き嫌いなく食べるように指導する	10
12	その時々の子どもの思いを尊重した活動をする	9
13	子どもの身だしなみを注意する	7
14	自由に子どもの好きな活動をさせる	5
15	やりたくないことを無理やりさせない	4
16	子どもの評価をもとに自分に行動を変化させる	4
17	子どもと友達のように関わる	3
18	クラスでのきまりは子ども達で決める	3
19	子どもとできるだけ対等な関係を築く	2
20	その他 苦手なことへも取りくめるように関わる。 けじめがある生活を心がける。 もったいない(食事、水、紙など)を教える。 年齢に合わせた活動を、年間を見通してしっかり立てる。	

イ 小学校の教師

1	良い行為をほめる	3 4
2	友達をたたいたりけったりすることを許さない	2 8
3	学級の問題や困ったことについて子どもと一緒に考える	2 8
4	失敗をしても大丈夫な雰囲気をつくる	2 7
5	人の話を聞くとのおしゃべりや手遊びを注意する	2 7
6	やるべきことをやるように指導する	2 4
7	善悪をしっかりと教える	2 4
8	一貫性のある対応する	2 2
9	クラスのみんなが協力するように指導する	2 0
10	悪い行為をしかる	1 9
11	約束を守らせる	1 8
12	きまりを守るように指導する	1 8
13	言葉づかいを注意する	1 8
14	毅然とした態度をとる	1 7
15	整理整頓をさせる	1 7
16	当番活動をきちんとするように指導する	1 6
17	自分の考えをはっきり言うように指導する	1 6
18	教室の整理整頓をする	1 6
19	きまりからはずれた行為を許さない	1 5
20	約束を守るように言う	1 5
21	みんなに同じように対応する	1 5
22	学級でまとまって活動する	1 4
23	活動の区切りにけじめをつける	1 3
24	学級の誰とでもなかよくするように言う	1 2
25	なんでも一生懸命するように言う	1 0
26	きちんと整列できるように指導する	1 0
27	もめごとに効果的に関わる	9
28	声を合わせて歌うことができるように指導する	9
29	黙って行動できるように指導する	8
30	忘れ物をしたことを注意する	8
31	面白いことを言って笑わせる	6
32	保護者の要望を学級の経営に取り入れる	5
33	子どもよりも優位な立場に立つ	3
34	感情を表現してしかる	3
35	適切に罰を与える	2
36	その他 こどもから学ぶ気持ちを忘れない。 笑顔・楽しさ	

4. 小1プロブレムの原因として考えている問題の所在及び子どもの特徴について

(複数回答 可)

ア 小1プロブレムの原因として考えている問題の所在

		教 師	保育士
1	家庭(保護者)	33	11
2	保・小の生活の違い、連携不足	17	10
3	子ども	16	9
4	小学校(教師)	15	9
5	保育園(保育士)	10	5
6	社会、地域	10	7
7	その他 色々な要素が絡みあっている 無回答 1		

イ 小1プロブレムの原因として考えている子どもの特徴

		教 師	保育士
1	我慢ができない、忍耐力不足	24	14
2	話を聞くことができない	21	7
3	生活習慣が身に付いていない	21	4
4	人と関わる経験の不足、偏り	18	9
5	規範意識が低い、善悪がわからない	18	8
6	人と関わる力が低い	18	9
7	自己中心的、わがまま	17	11
8	落ち着きがない、不安定	15	7
9	特別な支援が必要なこの増加	15	12
10	集団行動ができない	15	7
11	けじめがつけられない	14	9
12	集中力がない	13	5
13	思いやりがない	8	2
14	大人への信頼感が不足している	0	2
15	その他 他にも多く存在する。要考慮 大人の力量や愛情を見抜く力を持っている子が、自制できなくなる。		

5. 小1プロブレムへの対策としてどのような就学前教育が有効と考えますか。

(特に必要、重要とするもの5つ)

ア 「小学校入学前に保育園で育成しておくとい力」

		教 師	保育士
1	話を聞く力	2 6	1 3
2	基本的な生活習慣	2 2	1 7
3	規範意識	1 8	3
4	忍耐力(我慢する力、苦手なことにも挑戦する力)	1 7	7
5	自信、自己肯定感	1 4	4
6	けじめをつけることができる力	1 3	6
7	集団行動、集団活動ができる力	1 2	5
8	人と関わる力、コミュニケーション能力	1 1	9
9	返事や挨拶	1 0	9
10	集中力	8	3
11	言葉、態度、マナー	8	5
12	思いやり	7	3
13	豊かな心や感性	6	1 0
14	落ち着いて行動できる力、静かにできる力	5	3
15	考える力、状況を判断する力	4	7
16	大人や人との信頼関係	4	8
17	座って活動することができる力	4	2
18	協調性	4	3
19	自己表現力	2	2
20	主体性、関心や意欲	2	5
21	その他 体力作り		

イ アで選んだ「育成する必要がある力」を向上させるために重視すべき活動について

(複数回答 可)

		教 師	保育士
1	ルールやきまりの確認、善悪を教える	2 5	1 6
2	話を聞く	2 2	1 4
3	我慢する経験、思い通りにならない活動	2 2	1 1
4	生活習慣を整える	2 2	1 7
5	集団行動、集団遊び、まとまった活動	1 8	1 5
6	けじめのある生活	1 6	1 3
7	挑戦する、頑張る、やり遂げる	1 5	1 4
8	挨拶、返事	1 4	1 6
9	人との交流	1 2	1 4
10	体を動かす活動、運動	1 2	1 1
11	自然体験、自然とのふれあい	1 2	1 7
12	集中して取り組む活動	1 0	1 2
13	落ち着いて活動する、静かにする	9	9
14	感情体験	8	8
15	友達の気持ちを知る、考える	8	1 1
16	自分の思いを話す、思いを表現する	7	1 7
17	自分で考えて行動する活動	7	1 1
18	絵本(聞く、見る)	5	1 6
19	問題を解決する経験	4	9
20	椅子に座ってする活動	2	7
21	共同、協働	1	8
22	話合い	1	8
23	その他 親から愛情をいっぱい受ける。十分甘える。(甘やかすと区別) 絵本を読んでもらう。ほめてもらう。親との愛情、信頼関係 があってこそ、他との関係が築ける、自立できる。		

「市町村別の認可保育所(公立)」
開所及び閉所時間別の施設数

平成22年4月1日現在

	開所時間					
	7:00	7:15	7:30	8:00	8:30	計
新潟市	18		73	1		92
長岡市		20	23		1	44
上越市			24	21		45
三条市	18					18
柏崎市			20			20
新発田市	4		11			15
小千谷市			9			9
加茂市			4	1		5
十日町市	1		11			12
見附市			7			7
村上市			20			20
燕市			23			23
糸魚川市			8			8
妙高市			12			12
五泉市		14				14
阿賀野市			3			3
佐渡市			28			28
魚沼市	10					10
南魚沼市			22			22
胎内市			5			5
聖籠町			1			1
弥彦村			3			3
田上町	1					1
阿賀町			5			5
出雲崎町						0
津南町			7			7
刈羽村			1			1
関川村			3			3
粟島浦村				1		1
湯沢町				4		4
合計	52	34	323	28	1	438

	閉所時間									
	16:20	16:30	17:15	17:30	18:00	18:30	16:45	19:00	20:00	計
			1		8	31		52		92
		1				18		25		44
					24			21		45
								18		18
					7	8		5		20
					9			6		15
								9		9
					1			4		5
						9		3		12
					4			3		7
				1		19				20
						20		3		23
						8				8
								12		12
								14		14
								3		3
								28		28
								10		10
					12			10		22
								5		5
								1		1
								3		3
									1	1
						5				5
										0
					7					7
					1					1
								3		3
	1									1
					4					4
	1	1	1	1	77	118	14	224	1	438

休日保育・病児保育実施施設数

(認可保育所)

平成22年4月1日現在

	休日保育		病児・病後児保育	
	公立	私立	公立	私立
新潟市		7		4
長岡市		3		4
上越市		1	2	1
三条市				
柏崎市	1	1		1
新発田市				1
小千谷市				
加茂市				
十日町市		3		2
見附市				
村上市				
燕市				
糸魚川市				
妙高市				1
五泉市		1		
阿賀野市		5		
佐渡市				
魚沼市		1	1	1
南魚沼市				
胎内市	1	1		
聖籠町				
弥彦村				
田上町				
阿賀町				
出雲崎町				
津南町				
刈羽村				
関川村				
粟島浦村				
湯沢町				
合計	2	23	3	15

検討事項「保育サービス内容」について

- ・ 1日の流れ（保育時間等）
- ・ 短時間保育の土曜及び長期休暇の取扱
- ・ 未満児保育
- ・ 早朝保育
- ・ 預かり保育（短時間保育）
- ・ 延長保育
- ・ 休日保育
- ・ 夜間保育
- ・ 病児保育
- ・ 地域子育てセンター
- ・ 学童保育（放課後児童クラブ）
- ・ その他の保育サービスについて